



Kitakyushu Daiichi Law Office

Hokkyu

<http://www.kd-lo.gr.jp/>

2020

vol.51
August

新型コロナをめぐる相談

弁護士から

夏のごあいさつ

民法(債権法)改正による影響

暑中お見舞い
申し上げます

皆さま、暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。

今年3月以降、新型コロナウイルスのまん延により、私たちの社会と生活は大きく変化しました。常時マスクをし、会話は短く、「三密」を避けるようにする。「自粛の要請」という倒錯した日本語を見ない日はありません。

コロナウイルスは、医療従事者や特定の業種の人々への偏見や差別までをも招いています。研究者の熊谷晋一郎さん（東京大学・小児科医）は「本人はどうしようもない様々な偶然性や社会のプレッシャーによってその属性に押し込まれているにもかかわらず、あたかも本人の選択でその属性に陥ったと過度に間違つて信じられている属性は、差別の対象になりやすい」という知見がある」と述べ、社会をむしばむ「コロナ差別」に警鐘を鳴らしています。

他方で、様々な問題に関して安倍政権の説明責任が果たされないまま、通常国会が閉会となりました。税金の私物化そのものである「桜を見る会」や、経産相、法相などの要職が次々と汚職事件で摘発される事態は、政権運営の本質が金権政治であることを端的に表しています。

人との関係が希薄化し、国民の関心が日々の生活に向かわざるを得ない現状は、全体主義の温床となり、為政者の増長を許しかねません。感染症対策として、憲法へ緊急事態条項を加えようとする動きはその例です。このような状況であるからこそ、より一層、様々な動きに目を凝らさなければならず、我々所員一同もそのような姿勢で日々の業務と諸活動にまい進したいと考えています。

暑い夏はまだ続きます。くれぐれもご自愛をいただき、ますようお願い申し上げます。

二〇二〇年 夏

新型コロナをめぐる相談



みなさん、生活面でのコロナの影響はいかがでしょうか？職場が休業し収入が減少したという方も多いのではないかでしょうか。北九州は感染者数も伸びていましたので休業、時短、交代勤務など出勤機会が減った方も多かったと思います。

私達の事務所にもコロナの関連の相談が多くありました。いくつかご紹介します。

(1) 定額給付金の問題

今ではみなさん定額給付金は受け取られていると思います。ただ、非常事態宣言当時は所得制限をした世帯に30万円を支給するという案から国民全員に一律10万円へ変更されたりと混乱していました。また、自分はもらえるのだろうか？もらうためにどうしたらいいですか？という相談もありました。これらの相談はすでに解決済みですが、当時は誰もが政府に振り回されましたね。

(2) 雇用関係

雇用関係では、売上減少により勤めていた支店が閉店となり解雇されてしまったという相談もありました。

コロナの影響による解雇はどのように考えればいいのでしょうか。コロナの解雇のケースも経営悪化による「整理解雇」と位置付けられるでしょう。そのため、解雇するには①整理解雇の必要性があること、②整理解雇回避のための努力を尽くしたこと、③解雇の人選基準が、客観的・合理的な基準によっていること、④解雇の手続きが妥当であることなどの要件が検討されることになります。

経営悪化していないにも関わらず、コロナに便乗した解雇は許されません。

(3) 債務関係

中でも一番多かった相談は債務関係です。やはり収入減少によって債務が支払えなくなったという相談が多かったです。

例えば、自営の方がコロナで3月以降売上が減少し、それまで返済ができていた消費者金融への返済ができなくなったので債務整理をしたいとの相談がありました。

また、すでに債務整理中で分割で支払っていた方もこれまでと同じ支払い金額では返済ができないということで、2度目の債務整理を行いました。コロナの影響だと仕方がないと思ってもらったのか、もともと債務整理で返済中の方でしたが、

2度目の債務整理にも応じてもらいました。

そのほか、自営をやっていた方がコロナで売上が減り店を畳み、再就職した上で民事再生手続きで解決していくとしていましたが、再就職先がコロナで営業を縮小したため仕事を失い破産へ、という事案もありました。

債務問題については、コロナで収入が減り支払いが出来なくなってしまったという方は再度の債務整理ができる可能性もありますし、どうしても支払いが困難であれば破産という手続きもあります。

このように、コロナ関連の相談が多く寄せられていました。その他、直接ご相談はお受けしていませんが、スタイルホームによって家庭内暴力（DV）が増えているとニュースにもなっていました。今までとは違う生活スタイルを余儀なくされストレスを溜めている方は多いと思います。

最後に、非常事態宣言中は面談相談は中止し、電話相談のみで対応させてもらっていましたが、現在は感染対策を行った上で面談相談を再開しています。お困りの際は一人で悩まずにご相談いただきたいと思います。

安心してご相談・打ち合わせして頂くために

事務所の新型コロナ対策

北九州第一法律事務所では、新型コロナ感染拡大防止のため以下の通りの対策を行っています。安心してご相談下さい。

1 手指消毒用スプレーの設置

来所いただいた際に手指のアルコール消毒をお願いしています。

2 マスク着用のお願い

お忘れの方にはマスクをお渡ししております。

3 相談後の消毒作業

ご相談や打合せが終了したごとに相談室の消毒を行っています。

4 換気の徹底

常時換気を行っております。

5 飛沫防止のアクリル板設置

圧迫感のない透明のアクリル板で飛沫防止を行っております。

6 ZOOM利用の相談・打合せ

ご希望によってZOOM(ウェブ会議)を利用したりモート相談を行います。



弁護士から

夏のさわやか



天久 泰

小学生の息子は、自宅学習や分散登校を余儀なくされ、まだクラスメートの中に顔と名前が一致しない子がいるようです。大人と子どもでは取り巻く環境に違いがありますが、ともに前を向いて頑張っていきたいと思います。



池上 遊

世界に広がった感染症によって、わが国の公衆衛生が十分でないことが明確になりました。

首相の支持率は20%台にまで落ち込んでいます。より良い将来のためにぜひ投票しましょう。



石井 衆介

新型コロナの影響で、働き方や日々の生活を見直しました。ですが、安心安全に暮らせる社会に戻ってほしい気持ちが一番です。

アベノマスクや河井夫妻の不正問題の怒りを忘れず、次の衆院選で日本の政治を変えましょう！



今里 晋也

2月に村上春樹さんのトークライブ（熊本）に行き、飾らない人柄にますますファンになりました。翌日に美術館で1時間ほどのツアーと一緒に回ることができたことは、一生の思い出です。



上地 和久

今年の4月から、福岡県弁護士会の副会長を務めています。職責の重さにプレッシャーもありますが、これまでとは違った仕事に携わることができ、やりがいもあります。来年3月まで、精一杯頑張りたいと思います。



上野 直生

在宅ワークの時間が増え、子ども達と過ごす時間が増えました。これまでに気付かなかった子ども達の成長に驚かされる毎日です。

子ども達の成長に負けないよう、お父さんも頑張ります！



追田 学

検察庁法の改悪は、憲法の基本原理たる権力分立を破壊する安倍政権の自己クーデターだと感じ、私も反対の声を集めました。多くの市民が声を上げ廃案に追い込みました。次は選挙に行って政治を変えましょう。



竹内 佑記

検察庁法改正、国民の力で政治を変えました。今後もおかしい政治の動きがあれば、国民ひとりひとりが声をあげていきましょう。大変な世の中ですが、お困りのことがあれば、ぜひご相談ください。



田篠 亮博

コロナで社会全体が一気に変わりましたね。変化に対しては不安や恐れを感じてしまいがちですが、逆に、新たな発見や楽しみが見つかるチャンスでもあります。私はステイホームのおかげでスパイスカレーを作るようになりました。



藤本 智恵

時には慣れやおごりが成長の妨げとなる場合もあると思っています。今の自分に満足することなく、これからも初心を忘れず謙虚に前にある事件に誠実に取り組んでいきたいと思います。



前田 憲徳

新自由主義では社会が持たないことがコロナ禍でやっとはっきりしました。福祉国家への大胆な転換が必要だと思います。次期総選挙で野党が政権を取れるか？重苦しい夏ですが、健気に生きましょう！



三浦 久

新型コロナの下での夏を迎みました。皆さんいかがお過ごしでしょうか。私はコロナ対策で外出を自粛しておりますが、元気です。人が集まりにくい状況ですが、政治革新の声を絶やさず上げましょう。



諸隈 美波

先日、名古屋地裁で生活保護費引下げ違憲訴訟の判決があり原告側は敗訴しました。なんとも悔しい結果でしたが、福岡訴訟でも年度内に判決が出される予定です。よい判決が出せるよう頑張ります。



吉武 みゆき

緊急事態宣言解除後の季節は、気温が上昇しててっきり夏になったつもりでしたが、まだ梅雨がありました。忘れていました。コロナで生活習慣がかわったり対応におわれたり休みが続いたりして今まで経験したことがない時間が流れていきましたが、ねじを巻きなおしていこうと思います。

民法(債権法)改正による影響



1 はじめに

2017年5月26日、民法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日から施行されています。

民法のうち債権関係の規定は、約120年間ほとんど改正がされていませんでしたが、今回、契約等に関する基本的なルールについて多くの改正があったことになります。以下、改正の一部、消滅時効に関する改正についてご紹介したいと思います。

2 消滅時効に関する改正

(1)これまで

これまで民法では、債権(特定の人に一定の行為を請求する権利)の消滅時効期間は原則10年であるとして、例外的に職業・業種等による短期の消滅時効期間をもうけていました(改正前167条1項)。また不法行為(他者の権利利益を違法に侵害すること)に基づく損害賠償請求については、「被害者又はその法定代理人が損害又は加害者を知った時」から3年、又は「不法行為の時」から20年を消滅時効期間(除斥期間)としていました。

(2)改正の内容

改正により、債権の消滅時効期間は、原則として「債権者が権利行使することができたことを知った時」から5年、又は「権利行使できる時」から10年と規定されました

(改正後166条1項)。例外的に生命・身体の侵害に対する損害賠償請求については、「債権者が権利行使することができたことを知った時」から5年、又は「権利行使できる時」から20年とされています(改正後167条)。

不法行為に基づく損害賠償請求については、上記規定が維持されたうえで、債権の場合と同様に、生命・身体の侵害に対する請求については、「被害者又はその法定代理人が損害又は加害者を知った時」から5年、又は「不法行為の時」から20年とされています(改正後724条の2)。

(3)生活への影響

物を買う、お金を借りる、病院で診察を受ける等、日常生活の様々な場面で債権は発生しています。これら債権が、これまでであればまだ請求が可能であったものも時効により消滅してしまったり、これまで短期の時効で消滅していた債権も少なくとも5年は請求が可能になるということになります。

3まとめ

債権に関するルールは、市民の生活にも大きく影響を与えるものであると言えます。民法が改正されたこととは

関係なく、トラブルでお悩みの方も多いと思います。民法改正の問題に限らず、法律問題でお悩みの方はお気軽に弁護士にご相談ください。



ご友人・ご親族を紹介ください

法律相談のご案内

☎093(571)4688

〔土曜予約専用〕☎093(571)3355

●相談時間

月～金曜日 10:00～11:30
13:00～18:00
土・日曜日 13:00～16:00

●相談料

法律相談料は45分まで5,500円(税込)です。

法テラス利用による無料相談もできます

初回無料相談のご案内

有効期限
2020年
10月末日まで

本紙をご持参の方に、法律相談料をお一人につき1回、初回のみ無料とさせていただきます。

予 約 平日 ☎ 093-571-4688 9:00～17:30
ダイヤル 土曜 ☎ 093-571-3355 12:30～16:00

※法律相談は予約制となっています。事前にお電話下さい。
※予約時に「無料相談カード利用」とお伝えください。



交通事故特設サイトを作りました

<https://kd-lo-kotsujiko.com/>



ホームページのアクセス数が増えています。最新情報も盛り沢山です。相談・予約もできますので、事務所のホームページもご覧下さい。

北九州第一法律事務所 検索

北九州第一法律事務所弁護士



にひ そうへい 前参議院議員 活動報告

九州全域豪雨禍 だれ一人あきらめさせない復興を



余りにもむごい大災害になってしまいました。梅雨前線がこれほど停滞しこれほど線状降水帯を発生させたことはかつてありません。九州全域で河川が氾濫し、懸命の捜索が続いています。何万箇所にもなる住宅や商工業者、農地の浸水被害の全容はまだ把握できません。山間部で多くの集落が道路を閉ざされ、TVも携帯電話も通じなくなって孤立するなかで、高齢者をまもる地域コミュニティの助け合いが続いています。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

日本共産党はただちに対策本部を立ち上げ、私と田村貴昭衆院議員、真島省三前衆院議員が手分けしながら、日田市天ヶ瀬から久留米市など筑後川流域、熊本県人吉市・球磨村・芦北町・八代市など球磨川流域、甚大な内水氾濫が起こった大牟田市や長崎県佐世保市・大村市、大分県由布市の湯平温泉など大分川流域をはじめ、

被災地に駆け付け地方議員や労働組合、民医連など民主団体の皆さんと力を合わせて救援・復旧支援に全力をあげています。

ときに心が折れそうになる水害の片づけ。「せめて災害廃棄物は自宅の前からの回収を」の声がさっそく実りました。コロナ対策はもちろんのこと、体をゆっくり伸ばせるプライベートスペース、温かい炊き出しや洗濯、授乳やトイレなど安心できる人間的な避難所が急がれます。障害や認知症、コロナの心配など大勢の在宅避難者に、救援物資と支援情報を届け切らねばなりません。被災地の医療・介護をすみやかに復旧し、医療費・介護利用料の免除など、災害関連死を絶対に防がなければなりません。



地域がまるごと消費税増税とコロナ危機との三重苦に苦しんでいます。被災者が元の住まいをとり戻し住み続けられる必要な支援—正当な罹災証明、応急修理や再建支援、公費での土砂撤去や公費解体、元のコミュニティに近い木造仮設住宅や公営住宅、中小事業者へのグループ補助金、農家負担をなくす農地・農業用施設の復旧、そして安心できる地域をつくるために流域住民を主人公にした河川や山の整備。元の生活を取り戻すために国の責務は重大です。

「だれ一人あきらめさせない復興を」。私も全力をあげます。救援募金へのご協力、どうぞよろしくお願ひいたします。

(仁比聰平)



壊滅的被害 なんとしても復興を(7/3 人吉市)

